

古賀市環境人材バンク（仮称） 概要

古賀市環境人材バンクとは、古賀市で行われている多くの環境教育の活動を発展させつつ、市民、団体、学校、事業所など、さまざまな場所で環境教育を行う担い手を育成するとともに、活動の場を広げるための登録制度である。主に講師として環境教育を実施する人を「古賀市環境カウンセラー（仮）（以下、カウンセラー）」、そのカウンセラーを補助的な役割で支援をする人を「古賀市環境サポーター（仮）（以下、サポーター）」として登録する。

1. カウンセラーの登録について

（1）登録の対象

- ・古賀市民
- ・古賀市内に事業所を持つ事業者及び従業員
- ・古賀市内で活動する団体

（2）登録の要件

環境に関する知識もしくは活動の経験を持っていること

（3）登録の方法

- ①登録を希望する人は、「古賀市環境カウンセラー登録申請書」を提出する。
- ②事務局（古賀市環境課）は、申請書を基に「古賀市環境カウンセラー名簿」を作成する。
- ③カウンセラーは、自分の活動に関して、「環境教育プログラム様式」に記入し、事務局に提出する。
- ④事務局（古賀市環境課）は、記入の内容を確認し、プログラムの認定を行う。認定したプログラムを基に、「古賀市環境教育プログラム一覧」を作成する。

（4）その他

- ・カウンセラー・サポーターの交流・研修・親睦を目的とした、活動報告会を、年に1回開催する。
- ・サポーターも参加できる、カウンセラーを講師としたカウンセラー向け学習会を、事務局が年数回開催する。
- ・カウンセラーの登録については、3年毎に更新するものとする。

2. カウンセラーの利用について

（1）利用の対象

宗教・政治活動を除く、全ての活動（古賀市内外を問わない）

（2）利用方法

- ①利用を希望する人は、「古賀市環境カウンセラー利用申請書」を提出し、希望プログラム、もしくは希望のカウンセラー、内容、条件などを事務局に申請する。
- ②事務局（古賀市環境課）は、申請書の内容を基に、「古賀市環境カウンセラー名簿」からカウンセラーを推薦する。
- ③利用者はカウンセラーに連絡し、詳しい日程や準備物、費用負担等について、事前の打ち合わせを行う。

- ④事業の実施
 - ⑤カウンセラーは「古賀市環境カウンセラー利用報告書」を提出する。
 - ⑥事務局はカウンセラーに報酬（費用弁償）を支払う。
- (3) その他
- ・講師料及び交通費については、無料とする。
 - ・会場費、資料代、材料代、保険料等が必要な場合は、利用者の負担とする。

3. サポーターの登録について

- (1) 登録の対象
- ・古賀市民
 - ・古賀市内に事業所を持つ事業者及び従業員
 - ・古賀市内で活動する団体
- (2) 登録の要件
- 環境に関心のある高校生以上の人、もしくは団体
- (3) 登録の方法
- ①登録を希望する人は、「古賀市環境サポーター登録申請書」を提出する。
 - ②事務局（古賀市環境課）は、申請書を基に「古賀市環境サポーター名簿」を作成する。
- (4) その他
- ・カウンセラー・サポーターの交流・研修・親睦を目的とした、活動報告会を、年に1回開催する。
 - ・サポーターも参加できる、カウンセラーを講師としたカウンセラー向け学習会を、事務局が年数回開催する。
 - ・サポーターの登録については、3年毎に更新するものとする。
 - ・希望するサポーターに、事務局からボランティア証明書を発行する。

4. サポーターの利用について

- (1) 利用の対象
- カウンセラーが行う、全ての活動
- (2) 利用方法
- ①サポーターを希望するカウンセラーは、必要なサポーターの数やサポートしてほしい活動を、事務局（古賀市環境課）に連絡する。
 - ②事務局は、「古賀市環境サポーター名簿」から必要数のサポーターと連絡・調整を行い、決定したサポーターの名簿を、カウンセラーに連絡する。
 - ③カウンセラーは必要に応じて、サポーターと事前打ち合わせをする。
 - ④事業の実施
 - ⑤カウンセラーは「古賀市環境カウンセラー利用報告書」を提出する。

5. 古賀市環境人材バンクのイメージ図

